

情報基盤強化税制

Q : 平成18年に新設された情報基盤強化税制ってどんな内容なのですか？

A : 次のような内容です。

【解説】

「情報基盤強化税制」とは、平成18年度の税制改正で新設された制度で、企業の情報セキュリティを強化する目的で、データベースソフトやサーバーOSなどを取得した場合に取得価額の一定割合の10%を法人税額から税額控除されるものです。

適用対象は、次のようになっています。

- ① 資本金1億円以下の法人
対象資産の取得価額の合計額が300万円以上(リースの場合は総額で420万円以上)
- ② 資本金1億円超10億円以下の法人
対象資産の取得価額の合計額が3,000万円以上
- ③ 資本金10億円超の法人
対象資産の取得価額の合計額が1億円以上

なお、事業年度の中途に増資を行ったことで区分が変わった場合であっても、その増資前の期間に取得等をして事業の用に供しており、取得価額要件を満たしておれば適用があることとなっています。

また、ソフトウェアに機能を追加したような場合であっても、実質的に新規取得と同様の状況にあると認められ、かつ、ISOの認証等を受けたものである場合には、対象資産に該当するものとして取り扱われることになっています。

